

総務委員会

開催日	令和2年6月16日
時間	午前9時30分～午前10時12分
場所	委員会室
出席議員	浅野 富典、飛永 勝次、天野 武藏、成田 義之 浅井 泰三、伊藤 嘉起、八木 勝之、山内 徳彦
欠席議員	なし
出席理事者	永田市長 葛谷副市長 宮崎企画部長 後藤企画部次長兼企画政策課長 舟橋人事秘書課長 平子総務部長 丹羽総務部次長兼防災行政課長 岩田総務部次長兼財政課長 山下総務部参事 林防災行政課課長補佐 梅本財政課課長補佐 渡辺税務課長 川村税務課課長補佐 三輪収納課長 吉田会計管理者 楢本会計課長 三輪監査委員事務局長
関係職員	浅田議会事務局長 高山議事調査課課長 鈴木議事調査課係長
議案又は協議事項	1. 総務委員会付託案件
備考	傍聴者 なし

(時に午前 9時30分 開会)

総務委員会委員長 (浅野 富典君)

皆様、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから総務委員会を開催いたします。

出席委員は8名でございます。

なお、私、委員長初心者でございます。不慣れで、皆様方に大変御迷惑をおかけするかもしれませんが、皆様方の御協力をいただきまして委員会を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

去る6月9日の本会議において総務委員会に付託となりました議案について御審議をいただきますが、その前に市長から御挨拶をいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

市長 (永田 純夫君)

改めまして、おはようございます。

本日は早朝より総務委員会への御出席、大変御苦労さまでございます。

新型コロナウイルス対策も緊急事態宣言が解除されまして、一旦はほっといたしているところでございますけども、1か月以上にわたる自粛要請ということで、市民生活、あるいは事業経営もまだまだ不安が残っているところでございます。

5月には2回にわたりまして臨時議会を開催いただき、支援策を御議決いただきました。今現在、その支援策の完結に向けまして努力をしているところでございます。

また、今定例会につきましても、さらに支援策を盛り込んだところでございますので、全ての案件につきまして慎重に御審議を賜り、御決定をいただきますようお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

総務委員会委員長 (浅野 富典君)

ありがとうございました。

事務局、傍聴者はお見えでしょうか。

議事調査課係長 (鈴木 栄治君)

一般傍聴人の方はお見えになりません。

総務委員会委員長 (浅野 富典君)

分かりました。ありがとうございます。

当総務委員会に付託されました議案は総務部所管でございます。

それでは、最初に、議案第33号 清須市税条例の一部を改正する条例案について説明をお願いいたします。

税務課長。

税務課長（渡辺 由利子君）

税務課の渡辺でございます。

それでは、令和2年6月清須市議会定例会提出案件の1ページをお願いします。

議案第33号

清須市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年6月5日提出

清須市長 永田 純夫

提案理由

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置を行うための地方税法の一部改正に伴い、個人市民税の寄附金定額控除の特例の整備等を行う必要があるからです。

それでは、2ページをお願いします。

内容を説明いたします。

今回の改正は、令和2年度税制改正における地方税法の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴う改正と新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置を行うための地方税法の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴うものの改正です。

2ページの改正条例第1条では、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、税条例附則第10条に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して収入額が減少した中小事業者等に対する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準の特例と、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者に対して先端設備等に該当する資産に係る固定資産税の課税標準の特例に事業用家屋及び構築物を追加することを規定し、附則第10条の2では、追加規定した資産に係る固定資産税の課税標準の特例割合をゼ

ロとすることを規定するものです。

また、附則第15条の2で、軽自動車税の環境性能割について税率を軽減する特例期間を令和2年9月30日から令和3年3月31日まで延長する改正と、附則第25条では、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の手続について、現行の徴収猶予の手続と同様になるように現行手続を準用する規定を追加するものです。

その他、平成を令和に改める等の文言整理をしています。

3ページの改正条例第2条では、第24条第1項第2号で固定資産税の非課税の範囲中寡夫をひとり親とする改正、第34条の2で所得控除中寡婦（寡夫）控除額を寡婦控除額、ひとり親控除額とする改正を行い、第94条第2項ではたばこ税について、1本あたりの重量が0.7グラム未満の軽量な葉巻たばこの本数算定で当該葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ0.7本に換算することを規定し、附則第17条第1項では長期譲渡所得に係る個人市民税の課税の特例に要件を満たす低未利用地を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除を追加することを規定するものです。

また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として4ページの附則第26条では、寄附金税額控除の特例について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった行事の入場料金等の払戻しを受けないことを選択した場合は、その金額分の寄附を支出したものとみなして、寄附金税額控除を適用することを規定し、附則第27条では、新型コロナウイルス感染症の影響により入居が遅れた方が所得税の特例法の適用を受けた場合、個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用年度を令和15年度から令和16年度に延長することを規定するものです。

4ページの中段から改正条例第3条では、国税の法人税を見直し、連結納税制度からグループ通算制度へ移行するため、法人市民税に関して現行の基本的な枠組みを維持するための引用条項等の整理と文言の整理を行い、6ページ中段の第94条第2項では、改正条例第2条で規定したたばこ税について、1本あたりの重量が1グラム未満の軽量な葉巻たばこの本数算定で、葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算することを規定するものです。

附則では、第1条で、この条例を公布の日から施行するものとし、ただし、改正条例第2条のうち重量が0.7グラム未満の葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ0.7本に換算する規定は令和2年10月1日に、その他の改正条例第2条関係の改正は令和3年1月1日に施行し、改正条例第3条のうち重量が1グラム未満の葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算する規定は令和3年10月1日に、その他の改正条例第3条関係の改正は令和4年4月1日から施行するものです。

第2条、第3条については市民税に関する経過措置であり、第4条、第5条についてはたばこ

税に関する経過措置であります。

その他第6条から第10条では、平成を令和に改める等の文言整理をしています。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

総務委員会委員長（浅野 富典君）

ありがとうございました。

ただいま説明が終わりました。ただいまから審議に入りますが、質疑者あるいは答弁者は必ず挙手をしていただき、指名の後、名前を名のってから、質疑あるいは答弁に入ってくださいようお願い申し上げます。

それでは、質疑のある方は挙手をお願いします。

飛永副委員長。

総務委員会副委員長（飛永 勝次君）

おはようございます。飛永でございます。

何点かありますが、いいですか。

まず、個人市民税の第26条の説明を読むと、コロナウイルスの影響でイベントを中止した場合の払戻し請求権を放棄したものに対して寄附金としての税控除を適用しますという内容になっておるんですけども、これはどうやって対象者に知らせる予定ですか。どんなふうな告知をされる予定でしょうか。なかなか分かりにくいことだと思うんです。

総務委員会委員長（浅野 富典君）

税務課長。

税務課長（渡辺 由利子君）

この制度につきましては、一般の市民の皆様になかなか広く今の段階で広まるということではありませんので、まずはホームページでこちらの内容を掲載させていただいて、その後、最終的には確定申告の前に広報の折り込みチラシの中に確定申告に関するものを1枚つくらせていただいておりますが、その中にも掲載する予定であります。

以上でございます。

総務委員会委員長（浅野 富典君）

総務部長。

総務部長（平子 幸夫君）

総務部長、平子でございます。

補足しますと、前の手続としまして、イベントの主催者が文化庁・スポーツ庁、そちらのほうに申請をするという前手続が要ります。それに基づいて参加者のほうが払戻し請求しませんよというのを主催者側に申し出る形になります。それに基づいて主催者のほうから、要は寄附金の対象になりますよという証明書、それが交付されて初めて申告ができるというような手続になりますので、納税者はもちろんですけど、主催者側もアクションをしないといけないという仕組みになっています。

総務委員会委員長（浅野 富典君）

飛永副委員長。

総務委員会副委員長（飛永 勝次君）

ありがとうございます。補足の説明までいただきました。

いずれにしても、対象の方が市内にそれ相当な方がお見えになるかと思うということと、かなり複雑な手続になっているので、該当しているかしてないかということで、御自身が何かの形で分かるような告知方法をしっかりとっていただければなと思いますが、よろしく願いをいたします。

もう1つの27条の住宅ローン減税の関係のことだと思うんですけども、工事が多分コロナの関係で資材が入らなくて遅れちゃった場合に該当する期間を延ばすという話なんですけど、これもお家を建てられる方からしたら、かなり関心の高い事項だと思うんですけども、これもさっき申し上げられたように、別に確定申告のときのお知らせ事項みたいな折り込みチラシをつくっていただいて広報で告知していただけるんですか。

総務委員会委員長（浅野 富典君）

税務課長、もう少し大きい声でお願いいたします。

税務課長（渡辺 由利子君）

先ほどの寄附金控除と同じように、ホームページ、それから広報の折り込みチラシのほうでも掲載させていただきます。

以上でございます。

総務委員会委員長（浅野 富典君）

飛永副委員長。

総務委員会副委員長（飛永 勝次君）

該当者に必ず情報が行き渡るように、お家を建てられる方もお祝い事のときにこういうことに

なっているのでいろいろ関心が高いと思いますので、しっかり告知していただけるようお願いをいたします。

次は固定資産税のところの10条ですけど、課税標準の特例の規定で令和3年度の課税ですから、令和3年1月1日現在の所有者の固定資産税に対しての課税標準が2分の1とかゼロにしますよという、これもコロナの対策のものだと思うんですけども、固定資産税というのは当然地方税なんですけど、これによって収入が令和3年度かな、当然、減額になってくると思うんですけども、ただ、これは国のほうの指示でやっているものですね。国のほうの指示でこういう形をとっているんですよ。そうすると、減になった分というのは国のほうから何かしていただけるんですかね。

総務委員会委員長（浅野 富典君）

財政課長。

総務部次長兼財政課長（岩田 喜一君）

財政課長、岩田です。

減収につきましては、新たに創設されます新型コロナウイルス感染症対策の地方税減収補填特例交付金により全額を補填されるということで承知をしております。

以上でございます。

総務委員会委員長（浅野 富典君）

飛永副委員長。

総務委員会副委員長（飛永 勝次君）

全額補填されるということですね。分かりました。

あとはまた個別に聞きます。

最後にもう1個だけいいですか。

次の24条、34条の2の個人市民税の非課税措置の対象者の拡充というところに、対象にひとり親を追加するとありますけども、このひとり親の定義を確認させてください。

多分、今回から寡婦（寡夫）とかいうとらえ方じゃなくて、今回、ひとり親にしたことによって拡充の範囲が定義されていると思うので、確認をさせていただきませんか。

総務委員会委員長（浅野 富典君）

税務課長。

税務課長（渡辺 由利子君）

もともと現行にありました寡婦（寡夫）控除、これは男性寡夫、女性寡婦というものがござい
ますが、こちらは一度婚姻をされた方で、今現在はお一人の方という方が対象ではありましたが、
今回ひとり親といいますのは、男性、女性の差別がなく、それから、婚姻した経験があるとか未
婚であるとかということも関係なく、今現在、お子様を扶養されているひとり親であるという
方については、この中で全部含まれるようになりました。

以上でございます。

総務委員会委員長（浅野 富典君）

ほかに質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

総務委員会委員長（浅野 富典君）

ないようですので、これで質疑を終了し、清須市税条例の一部を改正する条例案について採決
をいたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

総務委員会委員長（浅野 富典君）

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、議案第33号 清須市税条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決
すべきものと決しました。

次に、議案第34号 清須市都市計画税条例の一部を改正する条例案について説明をお願いい
たします。

税務課長。

税務課長（渡辺 由利子君）

税務課の渡辺でございます。

それでは、11ページをお願いいたします。

議案第34号

清須市都市計画税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年6月5日提出

清須市長 永田 純夫

提案理由

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置を行うための地方税法の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるからです。

それでは、12ページをお願いします。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置を行うための地方税法の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴うものの改正です。

附則、第18項に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して収入が減少した中小事業者等に対する事業用家屋に係る都市計画税の課税標準の特例を追加することを規定するものです。

改正条例第2条では、令和3年1月1日に施行される地方税の改正規定により生じる引用する条項のずれを整理するものです。

附則では、この条例は公布の日から施行するものとし、ただし第2条の規定は令和3年1月1日から施行するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

総務委員会委員長（浅野 富典君）

説明が終わりました。

それでは、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

総務委員会委員長（浅野 富典君）

ないようですので、清須市都市計画税条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

総務委員会委員長（浅野 富典君）

ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、議案第34号 清須市都市計画税条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第41号 尾張市町交通災害共済組合規約の変更に関する協議について説明をお願いいたします。

総務部次長兼防災行政課長。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

防災行政課長の丹羽です。

それでは、提出案件の27ページをお願いいたします。

議案第41号

尾張市町交通災害共済組合規約の変更に関する協議について

地方自治法第286条第1項の規定により、尾張市町交通災害共済組合規約を次のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月5日提出

清須市長 永田 純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、尾張市町交通災害共済組合の事務の承継団体を規約に明記する必要があるため、尾張市町交通災害共済組合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議する必要があるからでございます。

1ページはねていただきまして、28ページをお願いいたします。

協議内容につきましては、令和3年3月31日をもって尾張市町交通災害共済組合を解散させることに伴う規約の変更についてです。規約変更の内容としましては、規約に当該組合が行う事務を北名古屋市が承継することとする条項を加えるものでございます。

附則でございます。

この規約は、愛知県知事の許可があった日から施行する。

以上でございます。

総務委員会委員長（浅野 富典君）

ありがとうございました。

説明が終わりました。

それでは、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

総務委員会委員長（浅野 富典君）

ないようですので、尾張市町交通災害共済組合規約の変更に関する協議について採決いたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

総務委員会委員長（浅野 富典君）

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、議案第41号 尾張市町交通災害共済組合規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号 尾張市町交通災害共済組合の解散に関する協議について説明をお願いします。

防災行政課長。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

防災行政課長の丹羽です。

それでは、29ページをお願いいたします。

議案第42号

尾張市町交通災害共済組合の解散に関する協議について

地方自治法第288条の規定により、令和3年3月31日をもって尾張市町交通災害共済組合を解散することについて関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月5日提出

清須市長 永田 純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、尾張市町交通災害共済組合の解散について、関係地方公共団体と協議する必要があるからでございます。

協議内容につきましては、令和3年3月31日をもって尾張市町交通災害共済組合を解散させることについてでございます。

解散理由としましては、民間保険事業の多様化により、尾張市町交通災害共済組合の交通災害共済制度への加入者が減少したため、当該組合事業の役割は終了したものとして判断されたためでございます。

以上でございます。

総務委員会委員長（浅野 富典君）

ありがとうございました。

説明が終わりました。

それでは、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

総務委員会委員長(浅野 富典君)

ないようですので、尾張市町交通災害共済組合の解散に関する協議について採決いたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

総務委員会委員長(浅野 富典君)

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、議案第42号 尾張市町交通災害共済組合の解散に関する協議については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第43号 尾張市町交通災害共済組合の財産処分に関する協議について説明をお願いいたします。

防災行政課長。

総務部次長兼防災行政課長(丹羽 久登君)

防災行政課長の丹羽です。

それでは、31ページをお願いいたします。

議案第43号

尾張市町交通災害共済組合の財産処分に関する協議について

地方自治法第289条の規定により、尾張市町交通災害共済組合の所有する財産全てを北名古屋市に帰属させることについて関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月5日提出

清須市長 永田 純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、尾張市町交通災害共済組合の財産処分について関係地方公共団体と協議をする必要があるからでございます。

協議内容としましては、北名古屋市には承継費としまして、固定資産、備品といたしますと、椅

子、机、パソコン、プリンター、シュレッダー等でございます。そちらと北名古屋市の承継事務費が帰属されるについてのことでございます。

総務委員会委員長（浅野 富典君）

ありがとうございました。

説明が終わりました。

それでは、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

飛永副委員長。

総務委員会副委員長（飛永 勝次君）

飛永でございます。

少し教えてください。

交通災害に関する共済会ということは、要するに、県でもやっている共済保険みたいなものだと思うんですけども、これに参加しているのは11市町ぐらいでしたっけ。

総務委員会委員長（浅野 富典君）

防災行政課長。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

防災行政課長の丹羽です。

11市町が参加加入団体でございます。

以上でございます。

総務委員会委員長（浅野 富典君）

飛永副委員長。

総務委員会副委員長（飛永 勝次君）

話を元に戻します。

共済なので保険のようなもので、要するに掛け捨て保険のようなものを加入者を募っておられたと思うんですけども、掛け捨てだと集まったお金がありますよね。今、北名古屋市には固定資産と備品と事務の継承と入れましたけども、この共済会が集めたお金が多分掛け捨てなので、保険金として払われてないものほどこかにたまっていると思うんですけども、こういったものも協議はどんなふうになってくるんですか。

総務委員会委員長（浅野 富典君）

防災行政課長。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

防災行政課長の丹羽です。

今、御指摘がございました皆さんから集めていただきました共済基金につきましては、令和3年4月1日以降に構成市町11市町なんですけども、そちらに配分される予定でございます。

なお、案分割合なんですけども、こちらは平成26年度から平成30年度の過去5年間の加入者数を尾張でそれぞれ関係市町のほうに共済基金のお金が配当されるということになっております。

以上でございます。

総務委員会委員長（浅野 富典君）

飛永副委員長。

総務委員会副委員長（飛永 勝次君）

加入者数の割合で配分がされて、受け取る市側はいわゆる法人料と雑収入みたいな形になって一般財源か何かどこかに回るといって何か使えるんですか。

総務委員会委員長（浅野 富典君）

防災行政課長。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

防災行政課長の丹羽です。

雑収入となる見込みでございます。

以上でございます。

総務委員会委員長（浅野 富典君）

ほかに質疑のある方はございませんか。

浅井委員。

浅井 泰三委員

1口500円だったと思うんですけど、個人の出資金でなかったですか。共済組合だと出資金というのはあると思うんですけど、これは市が出資しとったんですかね。どうなんですか。

総務委員会委員長（浅野 富典君）

防災行政課長。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

防災行政課長の丹羽です。

出資金はどこの市町もございません。

以上でございます。

総務委員会委員長（浅野 富典君）

浅井委員。

浅井 泰三委員

それでね、これがだんだんだんだん廃れてきてね、さっき説明のあったとおり、民間の保険会社が皆さん入られて、共済としての11市町の共済金でだんだん運用が苦しくなったと思うだわね。年々の掛金500円ですと、例えば、本市においてそれを活用される方というのは、1年間の平均でどれくらいの会員で、それに見合うといたしますか、いざというときの保険を利用された方はどれくらいの割合でおったんですか。

総務委員会委員長（浅野 富典君）

防災行政課長。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

防災行政課長の丹羽です。

先ほど過去5年間ということを申し上げました。それで、清須市におかれましては、加入者数を具体的に申し上げます。

平成26年度でいうと1万720名、27年度で1万187名、28年度で9千657名、29年度で9千90名、最後30年度で8千550名でございまして、全体の加入率が微減しております。それで、今、実際の不幸にも交通事故に遭われて見舞金の請求状況があったことにつきましては、令和元年度の実績で手元でございますけども、請求件数が27件、金額で申し上げますと139万5千円でございます。

以上でございます。

総務委員会委員長（浅野 富典君）

浅井委員。

浅井 泰三委員

全く不勉強で申し訳ないんだけど、共済金しての出資をたとえ500円といえども、これは本市の雑収入に入るのではなくて、要は運営がしなくなったということで、当然、今、言われた27件の以外の方には、もちろん27件の方も権利があるんだけど、掛金の運用がたまっていたら、組合を解散するんだったら、掛金を掛けとった方に返還せないかんの違うの。雑収入になっちゃ

うんかな。共済会というのはそういうもんだと思うけど、どうなのか。

総務委員会委員長（浅野 富典君）

防災行政課長。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

こちらにつきましてはそういったケースもあるかも分かりませんが、このたびの共済制度組合については、そもそも掛け捨てという制度の中で、市民の皆様がそれを承知の上でその運用について納得された中で運用しておりますので、返還するということはできないです。

以上です。

総務委員会委員長（浅野 富典君）

浅井委員。

浅井 泰三委員

そうすると、今の北名古屋が継続するという中で、今、財産は他の全部返さんならんでしょ、これは今回。すると、北名古屋が持つべきであって、一応、組合は解散するけども、財産は処分しないということは、共済会というのは現存しとるということにならせんかね。どうなんですか。財産を全部処分して分配すべきじゃない、共済会の支出としたら。共済法か何かであるはずやと思うけどな、そういうのは。

総務委員会委員長（浅野 富典君）

防災行政課長。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

防災行政課長の丹羽です。

今、固定資産、言わば動産ですね、そちらにつきましては、解散するにあたって承継する団体というのは、各市町で協議なされ合意形成した結果、北名古屋市が後を引き継ぐといったことになったと同時に、なおかつ今の動産、先ほど申し上げました書庫・椅子・プリンター等の動産につきましても、これは申し合わせ事項という形で動産をそのまま北名古屋市のほうに承継するといった形で落ち着いたということでございますね。

ただ、今、申し上げました備品なんですけども、こちらは30年から40年ぐらい経過しているものとか、あるいは新しくてもプリンター、シュレッダーなんかは15年以上たっているものということで、どちらかというとならぬと財産的価値が余りないものを引き継いでいただくというところで合意形成されたというふうに認識しております。

以上でございます。

総務委員会委員長（浅野 富典君）

浅井委員。

浅井 泰三委員

だけども、だったらそれを全部最終的にはゼロにしちゃってさ、そんな継承することあらへんの違うの。

総務委員会委員長（浅野 富典君）

総務部長。

総務部長（平子 幸夫君）

委員言われることも一理あるかと思うんですけども、まず出資金の関係でいきますと、これはもともと各団体とも出資金を出してません。当然、加入者、住民の方ですね、そちらのほうについても年間、今回はまず500円という形で掛け捨て、だから出資金はそもそも出てません。その中で運営されてきましたということは、要は、掛金で事務的経費、それから保険料も全部賄うというフレームでやってきました。

それで、規約上の中に、要は、保険金がたくさん事故があって出ちゃったよといった場合は、集めた保険料で賄えない場合があります。そういった場合は、加入者数に応じて構成団体が負担するというルールがあります。

自分の記憶で申し訳ないんですけども、これは一番最初にスタートしたときは300円ちょっとの掛金だったと思ってます。キャッチフレーズが1日1円とかというキャッチフレーズだったんで、それぐらいの金額だったんです。30年ぐらい前ですかね、それぐらいのときに、特に死亡事故が多発しまして、一時持っておった保険料の集めた額で、貯金もあったと思うんですけども、それが底を突きちゃったということがあって、まさに規約上でいう構成団体がお金を出し合うというような事態に陥りかけた。ほぼ陥ったと言っていいと思うんですけど、そういった状況があって、今の500円に保険料が上がったという経緯がありますので、基本的に加入者は単年で掛けたり掛けなかったりということで、そこだけ戻すというのも変ですし、もともとそういうフレームで進んでましたので、今回、精算するにあたっては、各市町のほうへ配分するという形になったと。

備品の関係ですけども、当然これは保険料を給付した関係で、書類を一定期間、たしか10年ぐらい保管せないかんということになります。北名古屋市については書類を保管していただく。

保管するにあたっては当然入れ物が要りますし、今、電子データもありますので、そういった関係のものが保管期間は引き継いでもらう。逆に、他の構成団体からいうと、北名古屋市に押しつけたような形になっていますので、そういった形で物と書類を保管していただくと。10年もたつてしまえば保管庫にしても何もしても価値はありませんので、はっきり言ってごみみたいなものですので、そういった形で最終的に処分をお願いするという形というふうに理解しています。

総務委員会委員長（浅野 富典君）

浅井委員。

浅井 泰三委員

僕が心配するのはね、当初、掛金の中から出資金を出しとると思うんだわ、多分ね。というのは、共済というのは出資金をお互い出し合っただけ、今の部長の話だと、各市町が出し合っただけ、出資金をね。代表で出しとったのか、個人で出しとったとしたら、後から請求されたら厄介なことになるわな。それと、今、保険金が運用が足らんかったときのことをおっしゃったわね。あれは再共済かけてなかったわけ。要は、掛金が足らんといかんで、もう一遍保険に掛けたという再共済やってなかったわけ。

総務委員会委員長（浅野 富典君）

総務部長。

総務部長（平子 幸夫君）

かなり前からこの制度はありますので、規約等々を見ていまして、契約上に出資金という項目がありません。ということは、当然集めてないだろうという感覚です。

あと、再投資につきましても、これまでの予算経理を見ていまして、どこかに再投資したという形跡がありませんので、どこまで行っても集めた額で賄っておったというふうに理解しています。

総務委員会委員長（浅野 富典君）

浅井委員。

浅井 泰三委員

先ほどおっしゃった、足らんときは各市町がお金を出し合っただけということ。

総務部長（平子 幸夫君）

そうですね。

浅井 泰三委員

ただ、危惧するのは、急に終わればそんでええんだけど、やっぱり解散なもんでね、これは不安を持ったんでね。たとえ500円でずっと継続して、以前から新川町時代からでも、こんなもん少ないでだんだんみんなでやめようか、やめようかというような話やら、脱退しようかとか、そんな話もあったわけね。ようやくここへ来て、今、時代にそぐわん。一般の保険のほうが有用だということで、最近そっちのほうへ流れ込んどると思うんだわね。やっぱり解散にあたって、後から茶々を入れられんように、十分その辺、忙しいとは思いますが、もう一度よく規約や今までのあれももう一度精査していただいて、何かつかれんように注意していただきたいなと私は思うんです。というのは、やっぱりやめるのという人はあるからね。いいです、そういうことで、それだけ要望して。

以上です。

総務委員会委員長（浅野 富典君）

その他。

（「なし」の声あり）

総務委員会委員長（浅野 富典君）

ないようですので、これで質疑を終了し、尾張市町交通災害共済組合の財産処分に関する協議について採決いたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

総務委員会委員長（浅野 富典君）

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、議案第43号 尾張市町交通災害共済組合規約の財産処分に関する協議については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第48号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第4号）案の所管分について説明をお願いいたします。

財政課長。

総務部次長兼財政課長（岩田 喜一君）

財政課長、岩田です。

総務常任委員会所管分について御説明します。

令和2年度一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の8ページ、9ページの歳入を御覧ください。

さい。

一番上、1款市税、3項軽自動車税、1目環境性能割、補正額100万円の減額、1節現年課税分です。説明欄を御覧いただきまして、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長に伴う減額です。

その下、10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、補正額100万円の増額、1節地方特例交付金です。説明欄を御覧いただきまして、軽自動車税の環境性能割の減税分について同額が国から補填されるものです。

1枚はねていただきまして、10ページ、11ページを御覧ください。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金、補正額7千496万4千円の増額、1節基金繰入金のうち説明欄を御覧いただきまして、財政調整基金繰入金の増額です。

本補正後の現在高は6億1千132万円です。

総務常任委員会所管分は以上でございます。

総務委員会委員長（浅野 富典君）

ありがとうございました。

説明が終わりました。

当総務委員会の所管は、8ページから11ページまでの歳入のみでございます。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

総務委員会委員長（浅野 富典君）

ないようですので、令和2年度清須市一般会計補正予算（第4号）案の所管分について採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

総務委員会委員長（浅野 富典君）

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、議案第48号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第4号）案の所管分については原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました議案についての審議は全て終了いたしました。

なお、従来どおり常任委員会閉会中の継続審査の申出をすることについて御異議はございませ

んか。

(「異議なし」の声あり)

総務委員会委員長 (浅野 富典君)

異議がないようですので、議長に閉会中の継続審査の申出書を提出させていただきます。

これをもちまして、総務委員会を閉会といたします。

早朝よりお疲れさまでございました。

ありがとうございました。

(時に午前10時12分 閉会)

清須市議会委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和2年6月16日

総務委員会委員長 浅野 富典